

令和 5 年 2 月 2 0 日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所3号機の基準地震動に係る原子炉設置変更許可申請の補正について

当社は、原子力発電所の耐震設計の基準となる基準地震動の策定に係る規制基準の改正<sup>※1</sup>を踏まえ、伊方発電所3号機の基準地震動に、標準応答スペクトル<sup>※2</sup>を考慮した基準地震動 Ss-3-3 の追加を行い、令和3年7月15日に原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

(令和3年7月15日お知らせ済み)

本日、これまでの審査の結果を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会に提出しました。

当社は、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、伊方発電所の更なる安全性・信頼性向上に向けて不断の努力を重ね、一層の安全確保に万全を期してまいります。

### <主な補正内容>

- 標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 Ss-3-3 について審査を踏まえて地震波形を変更
- 最新知見として、「日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価（第二版）」が基準地震動・基準津波の策定に影響しないことを追記

※1 令和3年4月21日に施行された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の主な改正として、震源を特定せず策定する地震動のうち、全国共通に考慮すべき地震動の策定にあたっては、標準応答スペクトルの知見を用いることが定められた。

※2 原子力規制委員会において、過去に発生した89地震の観測記録を収集・分析して策定した全国共通に考慮すべき地震動。

以 上